

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和元年12月3日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

氏名

住所 長崎県西彼杵郡長与町高田郷

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和元年9月22日 午後6時00分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷

(3) 事故の状況

上記(1)及び(2)の日時及び場所において、町が実施する粗大ごみの収集業務に関し、前記(2)の場所前の公園を粗大ごみの集積場所に指定したところ、台風により集積された粗大ごみの一部が飛散したことにより、当該飛散した粗大ごみの一部が相手方の駐車中の車両に衝突し、当該車両を破損したものの。

3 和解の内容

長与町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

69,443円

令和元年11月21日

長与町長 吉田 慎

